ＩＭＡＣ通信



144

2026年 11月 1日 発行

～巻頭言～



給付付き税額控除の基本的考え方

２年後に導入されるであろう給付付き税額控除についてメリット、デメリットと経営者の対応について考察してみたい。コロナ感染から始まった生活補助金制度や定額減税等のバラマキが常態化している中で政府が初めて本腰を入れる税と社会保障の一体改革である。飲食消費税の減税は国民平等に享受出来るのであろうか？生産者、事業者、消費者は悲喜こもごもであると思います。控除方式には３つの方式があります。①所得控除方式・現在の配偶者控除、扶養控除がこれに当たります。所得から配偶者控除等をして課税所得を算出します。控除額が改正され高くなれば課税所得が低くなります。②税額控除方式は、住宅ローンや配当控除のように算出された税金から控除されますが算出税額を超える超過額は切り捨てられます。③給付付き税額控除は、②の税額控除制度の限界を打破した制度で特に、低、中所得者に限定して生活支援をするものです。具体例でみていきます。国民一人当たり４万円の税額控除があるとします。Ａさんの年間所得税額が７万円の場合４万円の税額控除をして納税する金額は３万円となります。Ｂさんは年間１万円の税金が出たとしますと控除額４万円を差し引かれても３万円が控除不足となります。控除しきれなかった３万円は現金で給付されます。Ｃさんは住民税非課税の方とすると減税の元となる税額がありませんので４万円全額が現金で給付されます。これまでは減税の恩恵を受けなかった方にも支援が届くことになり、所得の多寡に関係なく全ての人が恩恵を受ける制度です。問題は所得の高い人もこの恩恵を受けることに与野党が問題視しています。どのくらいの所得金額までこの恩恵を受けられるかで与野党合同の税制調査会がもめています。消費税は全ての国民が負担し、社会保障に充てられているのですから全ての国民に恩恵を与えても問題ないと思います。先の定額減税ではその支払い方法が違います。所得税はその課税年度で課税が終了しますが、住民税は前年度の所得に応じて課税されます。即ち１万円の減税は翌年度の６月以降に、企業と市町村で情報の受け渡し、事務負担が倍増しました。給付付き税額控除はその煩雑さはありません。この制度のメリットは低所得者層への実効性が高いことです。次に手続きの一本化で事務負担が軽減され、更に制度の簡素化と透明性が生まれます。現在の低所得者層支援は税制上の控除や各種手当等複雑になっています。働くと手取りが減る、年収の壁の解決になります。この制度のデメリットもあります。課題は給与計算システム変更に多額の費用が掛かります。所得把握の厳格化と給付を適正、迅速に行うためマイナンバーカードと預金口座のひも付きが法制化されるかもしれません。この制度に向けたハードルについて、知りえるところを考えてみます。この制度を運用には所得と資産を正確に把握する必要があります。給与所得については源泉徴収制度により正確に把握されていますが事業所得や特に金融資産の把握はできていませんから金融口座とマイナンバーのひも付きを厳格にすると思います。海外では個人識別番号が付され税務当局が全ての国民の所得を正確に把握できる体制が出来ています。（英米等）この他に給付水準の問題、対象範囲の問題、既存制度との整合性があり政治的には大変難しい問題があります。

税務ワンポイント(年末調整の留意点～基礎控除の見直し等)

今年も年末調整の時期が近づいて参りました。昨年に引き続き「基礎控除」と「給与所得控除の最低保障額」が引上げられ、これに伴う各種控除額の適用範囲などが変更になったため年末調整事務がまたまた煩雑になると予想されています。今回はこれらを中心にご説明します。

1　基礎控除の引上げ

年末調整対象者の合計所得金額に応じて控除額が 104 万円(所得金額が 489 万円以下の場合)、67 万円(所得金額が 489 万円超 655 万円以下の場合)、62 万円(所得金額が 655 万円超の場合)の 3 段階適用になりました。改正前は控除額が 95 万円～58 万円の 5 段階適用でしたから対象者全員が昨年より4 万円～36 万円引上げられていますので注意が必要です。

2　給与所得控除の引上げ

給与所得控除の最低保障額が 74 万円(給与収入が 220 万円以下の場合)に引き上げられました。昨年より最大で 9 万円の引き上げです。

※　給与収入が 220 万円超の場合の給与所得控除額の改正はありません。

3　扶養親族等の所得要件の改正

上記 1の基礎控除等の引上げに伴い①扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の子②特定親族③配偶者特別控除の配偶者④勤労学生の所得要件が次のとおり改正されました。

① 扶養親族等:所得金額が 62 万円以下(改正前:58 万円以下)
② 特定親族:所得金額が 62 万円超 123 万円以下(改正前:58 万円超 123 万円以下)
③ 配偶者特別控除対象配偶者:62 万円超 133 万円以下(改正前:58 万円超 133 万円以下)
④ 勤労学生:89 万円以下(改正前:85 万円以下)

※　給与収入だけの場合、給与所得控除と合わせて最大 13 万円の引き上げとなっています。

4　大学生世代以下の扶養親族がいる場合の生命保険料控除の特例(令和 8 ・ 9 年限定)

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について最大 6 万円の控除が受けられるようになりました。ただし一般生命保険料控除、介護医療保険控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従前どおり 1 2 万円となります。

5　1～4 の改正等による年末調整の留意点は？

いわゆる「基・配・特・所」、「マル保」申告書の様式が改正されております。必ず改正後の様式に適正記入した各種申告書を提出させてください。(特に収入金額と所得金額の記入誤り)に注意！！)

また、給与所得控除の見直しにより「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」も改正されていますので、必ず改正後の表を使用してください。

6　令和 9 年分以後の給与の源泉徴収事務の留意点

源泉徴収税額表が改正されています。令和 9年 1 月以降は改正後の税額表を使用してください。

ご不明な点や「もっと詳しく知りたい」など
ございましたらお気軽にお尋ねください。



＜文責 蜂矢＞



カスハラとクレーム

カスハラ（カスタマーハラスメント）とは、顧客や取引先などの言動が社会通念上許容される範囲を超え、従業員の就業環境を害することを指します。

悪質なカスハラが後を絶たずに社会問題化し、ついに令和８年１０月１日より、企業には法的にカスハラ対策が義務付けらました。

具体的には就業規則やハラスメント規定に、カスハラの定義、禁止行為、対応方針を明記し、相談窓口の設置、記録様式、エスカレーションフロー（例えば現場→上長→本部）などを文書化する、などといったことが求められます。

一方、カスハラ被害を受けているとはいえない、商品の不備に対する正当なクレームまでカスハラ扱いして真摯に対応しないケースが増えているそうです。

「カスハラ」という言葉を免罪符代わりにする過剰な防衛やクレーム逃れは企業の信頼失墜を招く恐れがあります。

カスハラへの対応が義務化された今、企業には「悪質な要求」と「改善のための貴重な意見」を客観的に見極める姿勢が求められます。社内規程や社内相談窓口を設けるなどの対応基準を明確にし、現場の従業員が一人で苦悩することのないようサポート体制を築いたうえで、顧客や取引先からの正当なクレームや抗議には謙虚に耳を傾ける必要があります。

社員を守り抜く法的責任を果たす強さと、顧客や取引先の不満の声に向き合う誠実さのバランスを取ることが、「お客様は神様」という価値観が壊れつつあるこれからの時代を生き抜く企業に与えられた新たな課題であると考えます。



文責：蛯名



記帳代行事業部からのお知らせ

（個人事業主の方々へ）



帳簿は確定申告の基礎資料となり、また経営の実態を把握するものです。２０１４年の改正により、全ての個人事業主はその取引を記帳し帳簿を保存する事が義務付けされました。

記帳代行を依頼する事のメリットはいくつか考えられますが、大きく３つあります。
それは

① 業務へ集中できる。
② 経理負担の軽減。（人件費の軽減）
③ 正確な帳簿の作成。　　以上です。

特に③については消費税の処理について段階的な軽減税率（令和８年１０月から変更）の実行や食料品の１％課税（期間限定）等、年々複雑になってきておりますので当事業所も非常に手間がかかってきております。

次に記帳代行を依頼するときの注意点をお知らせします。

記帳代行を依頼しますとメリットは多々ありますが、依頼する業者（記帳代行業者）を誤ると不要なコストや情報管理のリスクが発生するという事です。依頼先についてはそのサービス内容や料金、安全性などを十分に確認しておく必要があります。

最後に記帳代行サービスは無資格でも可能ですが、確定申告や税務相談等は税理士でなければ対応できません！冒頭で述べました「帳簿は確定申告の基礎資料」ですので専門家に依頼する事が何より安心・安全な選択だと思います。



文責：黒浜

税務・労務カレンダー

＊申告期限・納期限など＊

- 11月10日まで・10月支払分 源泉所得税の納付
- 16日まで・令和8年分所得税 予定納税の減額申請
- 30日まで・9月末決算法人 法人税の確定申告書の提出・納付
- 12月10日まで・11月支払分 源泉所得税の納付
- 1月4日まで・10月末決算法人 法人税の確定申告書の提出・納付

※注意

源泉所得税は預り税金の為納付が1日でも遅れると加算税が徴収されますのでご注意下さい。

年末調整のご準備を！



―ご用意して頂く書類と注意点―

① 扶養控除等申告書
② 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書
③ 保険料控除申告書
　・生命保険・損害保険の控除証明書
　・国民年金保険料の控除証明書 等
④ 住宅借入金等特別控除申告書
　・借入金残高証明書
⑤ 前職の源泉徴収票（中途入社の方）・・・



１２月に入りましたら、当事務所の担当者より最終給与に関する確認の連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

頭の体操

下の？に入る言葉は？

時間 → 機会
電車 → 訓練
？ → 駐車場

前回の答え：海

発行元 池戸経営会計グループ

税理士法人ジャパンタックス申告会
㈱戦略会計ネットワーク
社会保険労務士法人 労務事務センター
法規・行政事務センター

〒 001-0038 札幌市北区北38条西4丁目1番1号 IMAC38ビル
TEL （011）716-2307 FAX （011）716-7856
E-mail imac00@iketokaikei.net
HOME・PAGE https://iketokaikei.jp